

社会福祉法人 三幸福社会
指定短期入所生活介護事業
清華苑ショートステイサービス
(特別養護老人ホーム清華苑併設)

運 営 規 程

	目 次	頁
第 1 条	事業の目的	1
第 2 条	運営の方針	1
第 3 条	事業所の名称等	1
第 4 条	職員の種類、員数、および職務内容	1
第 5 条	指定短期入所生活介護の利用人数	2
第 6 条	指定短期入所生活介護のサービスの内容	2
第 6 条の 2	指定短期入所生活介護の利用料及びその他の費用	3
第 7 条	通常の実施地域	3
第 8 条	サービス利用と提供にあつての留意事項	3
第 9 条	緊急時等における対応方法	4
第 10 条	非常災害対策	4
第 11 条	苦情処理	4
第 12 条	虐待防止に関する事項	4
第 13 条	身体的拘束等に関する事項	4
第 14 条	その他の運営に関する留意事項	5
附 則		5

社会福祉法人 三幸福社会
指定（介護予防）短期入所生活介護事業
清華苑ショートステイサービス
（特別養護老人ホーム清華苑併設）
運 営 規 程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人 三幸福社会が設置運営する **特別養護老人ホーム清華苑ショートステイサービス**（以下「ショートステイ」という。）が行う指定短期入所生活介護の事業及び指定介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、「ショートステイ」の生活相談員又は介護職員等の従事者（以下「介護従業者」という）が、介護保険による（介護予防）短期入所生活介護を受ける高齢者（以下「利用者」という）に対し、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、その利用者に適正な短期入所生活介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 「ショートステイ」介護従事者は、要介護者等の特性を踏まえて、可能な限り居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護等その他の日常生活の世話、機能訓練を行う。

- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次の通りとする。

- (1) 名 称 特別養護老人ホーム清華苑ショートステイサービス
- (2) 所在地 明石市大久保町大窪3104-1

（職員の職種、員数、および職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数、および職務内容は次の通りとする。なお、職員は、特別養護老人ホーム清華苑と兼務する。

- (1) 管理者（施設長兼務） : 1名
従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行います。また法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。
- (2) 医師 : 1名以上（嘱託医）

利用者の健康管理や療養上の指導を行います。

- (3) 生活相談員 : 2名以上
利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、生活指導や介護に関する相談及び援助などを行います。
- (4) 介護職員 : 指定基準で定められた人員以上
介護計画に基づき、利用者の心身に応じた日常生活上の世話を適切に行います。
- (5) 看護職員 : 3名以上
利用者の心身の状況等の把握及び利用者の健康管理や静養のための必要な措置を行います。
- (6) 管理栄養士 : 1名以上
適切な栄養管理及び栄養改善サービスの提供を行います。
- (7) 機能訓練指導員 : 1名以上
介護計画に基づき、その利用者が可能な限り、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練を行います。
- (8) 介護支援専門員 : 1名以上
介護計画を作成するとともに利用者等への説明を行い、同意を得て、介護計画を交付します。また実施状況の把握及び介護計画の変更を行います。
- (9) 事務職員 : 1名以上
介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。
- (10) 調理員 : 指定基準で定められた人員以上
利用者に提供する食事の調理を行います。

(短期入所生活介護の利用人数)

第5条 事業所の利用定員 : 10名

(短期入所生活介護のサービスの内容)

第6条 短期入所生活介護のサービスの内容は次のとおりとする。

- ① 入浴サービス
- ② 給食サービス
- ③ 生活指導（相談・援助等） レクリエーション
- ④ 日常動作訓練
- ⑤ 健康チェック管理
- ⑥ 送迎

(短期入所生活介護の利用料及びその他の費用)

第6条の2 短期入所生活介護の利用料は介護報酬の告示上の額とする。

- (1) 自己負担額としては保険より支払われる額を差し引いたものを徴収する。
 - (2) 滞在費
 - (3) 食費
 - (4) 利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用を徴収する。
 - (5) 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用を徴収する。
 - (6) 理美容代等の使用負担費を徴収する。
 - (7) 送迎に要する費用を徴収する。
 - (8) 前項に掲げるもののほか、短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められる費用を徴収する。
- 2** 前項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又は家族に対し、該当サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者及び家族の同意を得るものとする。

(通常の実施地域)

第7条 通常の実施区域は、明石市全区域、神戸市西区、播磨町、稲美町とする。

(サービス利用と提供にあつての留意事項)

第8条 サービス利用と提供にあつては、次の事項について留意するものとする。

1 一般的留意事項

利用者は、サービスの利用にあつては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状況等を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供をするよう留意する。

2 入浴サービスを利用する際の留意事項

当ショートステイは、1週間に2回入浴させ、又は清拭させるものとする。

3 給食サービスを利用する際の留意事項

当ショートステイは、利用者の食事は自立支援に配慮してできるだけ離床して食堂で行うよう努めるものとする。

4 機能訓練サービスを利用する際の留意事項

当ショートステイは、利用者の心身の状況等を踏まえて、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行うものとする。

5 健康管理に関する留意事項

当ショートステイは、利用者に対して行った健康管理に関し、利用者の健康手帳（老人保健法第13条の健康手帳をいう。以下同じ。）の所要のページに必要な事項を記載するものとする。ただし、健康手帳を有しない者については、この限りでない。

（緊急時等における対応方法）

第9条 利用者が身体的病状の急変その他緊急事態が生じたときは、的確かつ迅速に応急処置をし、状況により、主治医に連絡をとり、協力医療機関等での救急治療或いは救急入院を行う等必要な措置を講ずるものとする。更に直ちに管理者に通行するものとする。

（非常災害対策）

第10条 非常災害対策として次の事項を整備・実施するものとする。

- ① 非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し防火管理者また火気・消防等について責任者を定める。
- ② 誘導灯および誘導標識を設置する。
- ③ 上記諸設備の定期的点検整備
- ④ 所轄消防機関との連絡を密にして、消火・通報および避難訓練を年2回実施する。

（苦情処理）

第11条 提供した短期入所生活介護に係わる利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口等を設置し、苦情の内容を配慮して必要な措置を講ずるものとする。

（虐待防止に関する事項）

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2** 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体的拘束等に関する事項）

第13条 施設はサービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等その他入居者の行動を制限する行為は行わ

ない。また身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

2 施設は身体的拘束等の適正化を図るため次に掲げる措置を講じる。

(1)身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。

(2)身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3)介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(その他運営に関する留意事項)

第14条 この短期入所生活介護事業の社会的使命を十分に認識し、職員の質的向上を図り、研究研修の機会を設け、又は業務体制を整備する。

2 本事業の従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 本事業の従事者であった職員に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約に明記する。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人 三幸福社会と理事長との協議に基づき定めるものとする。

付 則

1. この規程は、平成12年4月1日から施行する。

2. この規程は、平成17年10月1日から、第1条、第4条、第6条、第8条を変更し、第6条の2を追加して実施する。

3. この規程は、令和2年2月1日から、第1条を変更して実施する。

4. この規程は、令和5年1月1日から、第4条、第6条の2を変更し、第12条、第13条を追加して施行する。